

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（平成19年広域連合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の4条を加える。

（第二種初任給調整手当の基準額）

第6条の2 条例第10条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して広域連合長が規則で定める額は、1,140円とする。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第6条の3 条例第10条の2第1項の広域連合長が規則で定める日は、特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第6条の4 条例第10条の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た額を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）

（育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第6条の5 条例第10条の2第3項の広域連合長が規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額(同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。)」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第7条第4項第2号中「以上」を「以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)」に改める。

第22条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第15条第3項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改め、同条第2項中「提示」を「提示又は第24条の6に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第24条第3項中「第24条の3第2号」を「第24条の4第2号」に改め、同項第1号中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改める。

第24条の4を第24条の5とし、第24条の3第2号中「額以上」を「額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)以上」に、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「額未滿」を「額(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)未滿」に、「同

項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第24条の4とし、第24条の2を第24条の3とし、第24条の次に次の1条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第24条の2 条例第15条第2項第2号の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|------|-------------------------|----------|
| (1) | 片道5キロメートル未満 | 2,000円 |
| (2) | 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,200円 |
| (3) | 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,300円 |
| (4) | 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 1万400円 |
| (5) | 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 1万3,500円 |
| (6) | 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 1万6,600円 |
| (7) | 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 1万9,700円 |
| (8) | 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 | 2万2,800円 |
| (9) | 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 | 2万5,900円 |
| (10) | 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 | 2万9,100円 |
| (11) | 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 | 3万2,300円 |
| (12) | 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 | 3万5,500円 |
| (13) | 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 | 3万8,700円 |
| (14) | 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 | 4万2,200円 |
| (15) | 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 | 4万5,700円 |
| (16) | 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 | 4万9,200円 |
| (17) | 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 | 5万2,700円 |
| (18) | 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 | 5万6,200円 |
| (19) | 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 | 5万9,600円 |
| (20) | 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 | 6万3,000円 |
| (21) | 片道100キロメートル以上 | 6万6,400円 |

第25条の前に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第24条の6 条例第15条第3項の広域連合長が規則で定める要件は、次の

各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第22条第2項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして広域連合長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第11条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして広域連合長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると広域連合長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第24条の7 条例第15条第3項の広域連合長が規則で定める職員は、第24条の4第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第24条の8 条例第15条第3項第1号の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 広域連合長が定める額
2 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号
アからウまでに定める額を合計した額

第25条第4項中「第15条第4項」を「第15条第5項」に、「第24条の3
第3号」を「第24条の4第3号」に、「及び」を「、第24条の2並びに」
に、「第24条の3第2号」を「第24条の4第2号」に、「除く。）の」を
「除く。）及び条例第15条第3項第1号に定める額の」に、「第15条第6
項」を「第15条第7項」に改める。

第27条第1項中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改め、同項第2
号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変
更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若し
くは駐車場等の料金に」に改め、同条第2項中「第15条第5項」を「第15
条第6項」に改め、同条第3項中「第15条第5項」を「第15条第6項」に
改める。

第27条の2第1項中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改める。

第44条第9項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第10項中「第
8項の規定を準用する」を「第8項各号に掲げる期間に相当する期間を除
算する」に改める。

第45条第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第49条第7項中「100分の157.5」を「100分の159.375」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第49条第7項
の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第49条第7項の規定は、令和7年4月1日か
ら適用する。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（愛
知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高
齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例（令和8年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第2条
の規定による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関す

る条例第15条第3項に規定する「駐車場等」をいう。) を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の第22条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。